消防応第108号 平成20年7月1日

各都道府県知事殿

消 防 庁 長 官

緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画の見直しについて

「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の策定について」(平成20年7月1日付け消防応第104号)に基づき、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号)に定められている航空部隊に係る基本的な出動計画について、別表第1(第一次出動航空部隊)及び別表第2(出動準備航空部隊)のとおり変更したので、通知します。

なお、航空部隊の迅速出動に係る補足資料は、別紙のとおりです。

問い合わせ先

国民保護·防災部

応急対策室航空係 大塚 山本 江川 西林 電 話(直通) 03-5253-7527

航空部隊の迅速出動に係る補足資料

1 出動の原則

- (1) 区分 I 又は区分 II において、ヘリコプターテレビ電送システムを有する「情報収集航空部隊」 2隊を確保すること。
- (2) 「救助・救急航空部隊等」の中で、指揮支援部隊長又は指揮支援隊の所属する消防本部の航空部隊は、当該部隊長又は支援隊の輸送任務を原則として優先するととともに、任務完了後、部隊長を輸送した部隊は情報収集活動、指揮支援隊を輸送した部隊は救助・救急活動に従事すること。ただし、輸送任務に従事しない場合は、救助・救急活動に従事すること。
- 2 情報収集航空部隊が迅速出動できない場合の対応要領

自己管轄区域内の情報収集活動、夜間、気象条件等その他の事由により、迅速出動に応じられない情報収集航空部隊の対応は以下のとおりとする。

- (1) 迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告すること。
- (2) <u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>において、代替出動のための順位を付した航空部隊の中から高順位の 隊に順次、電話連絡を行い、代替出動を伝達すること。
- (3) 代替出動隊が確定した場合、又は代替出動隊が確定しない場合、その旨を消防庁へ報告すること。
- (4)機体の点検整備等により運航不能となる場合は、代替出動のための順位を付した航空部隊と代替出動について事前に連絡調整を行うこと。
- 3 救助・救急航空部隊等が迅速出動できない場合の対応要領 迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告すること。

《香川県で震度7(区分Ⅰ)の地震が発生した場合の例》

- 第1次出動航空部隊のうち、全隊が出動可能
 - ・徳島県、愛媛県は情報収集航空部隊として出動する。
 - ・岡山市、広島市、高知県は救助・救急航空部隊として出動する。 なお、広島市は指揮支援部隊長を輸送する場合は、当該任務を優先するとともに、任務完了 後、情報収集活動に従事する。
- 第1次出動航空部隊のうち、愛媛県、高知県が出動不能
 - ・愛媛県は、消防庁に出動できない旨を報告するとともに、代替出動隊1隊を確保するため、 ①岡山市、②島根県、③鳥取県の順に電話連絡を行う。
 - ・愛媛県は、岡山市が代替出動できる場合、その旨を消防庁へ報告する。
 - ・愛媛県は、岡山市、島根県、鳥取県の3団体が代替出動できない場合、その旨を消防庁へ報告する。
 - ・高知県は、消防庁に出動できない旨を報告する。(救助・救急航空部隊の代替出動は消防庁が 適宜判断する。)(徳島県及び広島市は上記例と同様とする。)